

トラック事業における総合安全プラン2025

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

〈 第116回交通対策委員会審議とりまとめ 〉

令和3年3月

公益社団法人全日本トラック協会
交通・環境部

目 次

I. はじめに	1
II. 事故削減目標の設定 (P l a n)	2
III. 目標達成のための当面講すべき施策 (D o)	2
IV. 本プランのフォローアップ (C h e c k、A c t)	3
V. 具体的取り組み内容	3
VI. 目標達成に向けて	5

トラック事業における総合安全プラン2025

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

I. はじめに

【国土交通省「事業用自動車総合安全プラン2025」】

国土交通省は、令和7年までに死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下とする「第11次交通安全基本計画」の目標達成に向け、令和3年3月30日、同基本計画と合わせた令和7年までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定し、事業用トラック・バス・ハイタク全業態で達成すべき目標値、および事業用トラック（軽貨物を含む）が達成すべき目標値を以下のとおり公表しました。

◆ 全業態 ◆

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 令和7年までに24時間死者数 | 225人以下 |
| ② 令和7年までに重傷者数 | 2,120人以下 |
| ③ 令和7年までに人身事故件数 | 16,500件以下 |
| ④ 飲酒運転ゼロ | |

◆ トラック ◆ ※軽自動車を含む

- | | |
|-----------------|----------|
| ① 令和7年までに死者数 | 190人以下 |
| ② 令和7年までに重傷者数 | 1,280人以下 |
| ③ 令和7年までに人身事故件数 | 9,100件以下 |
| ④ 飲酒運転ゼロ | |
| ⑤ 令和7年までに追突事故件数 | 3,350件以下 |

【全日本トラック協会「トラック事業における総合安全プラン2025」】

これを受け、全日本トラック協会では、「第116回交通対策委員会」（令和3年2月10日開催）において、軽自動車を除いた「トラック事業における総合安全プラン2025」を策定し、同計画期間が終了する令和7年度（2025年度）までの間に、PDCAサイクルに沿って取り組みを進め、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ることとします。

Ⅱ. 事故削減目標の設定（P l a n）

国土交通省から示されたトラック事業にかかる事故削減目標には、事業用トラック事故の半数を占める「追突事故」の目標値も掲げられました。こうした新たな目標を達成するためには、新たな数値目標達成のための指標について関係者の共通認識のもと、これまでトラック業界として取り組んできた重点施策に沿った各種交通事故防止対策を進めることが必要不可欠です。

このため、事業用トラックを第一当事者とする死者数と重傷者数の合計を**車両台数1万台当たり「6.5人以下」**とすることを、各都道府県（車籍別）の共有目標とします。

【全ト協：令和7年目標値】 ※軽自動車を含まない

● 死者数+重傷者数 970人以下

※令和7(2025)年までに死者数+重傷者数を「970人以下」とする目標値達成のためには、**車両台数1万台あたりの死者数と重傷者数の合計を「6.5人以下」とする必要がある。**

● 飲酒運転 ゼロ

なお、上記以外の目標項目である「人身事故件数」及び「追突事故件数」については、引き続きトラックの特徴的な事故要因分析を充実し、より効果的な交通事故防止対策を着実に実施します。

また、各県の交通事故発生状況を統計・分析し、交通対策委員会に報告し、事故削減の進捗状況を随時評価することとします。

Ⅲ. 目標達成のための当面講すべき施策（D o）

「トラック事業における総合安全プラン2025」で設定した「死者数」および「重傷者数」（第11次交通安全基本計画と同期）の目標を達成するため、事業用トラック事故の半数を占める「追突事故」、死亡事故件数の約1/4を占める交差点事故など、事業用トラックの特徴的な交通事故実態に即した事故防止対策セミナーの全国展開と併せ、事故削減効果に有効な安全装置などの普及にも取り組みます。

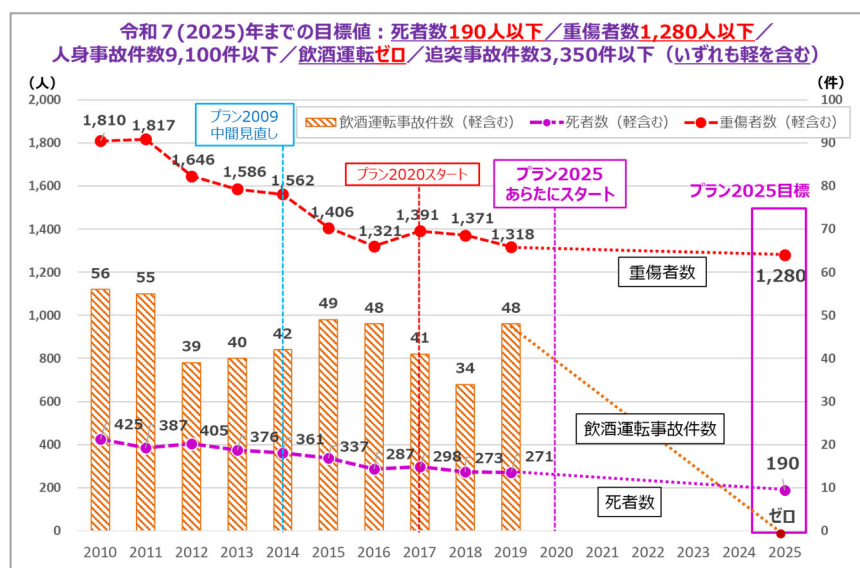
また、トラックドライバーによる飲酒運転事案の撲滅への取り組みでは、「飲酒運転防止対策マニュアル」の活用、事業用トラックが関係した飲酒運転事案事例の周知、並びに飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開致します。

Ⅳ. 本プランのフォローアップ（Check、Act）

本プランに掲げた目標を確実に達成するためには、P D C Aサイクルに沿って定期的・継続的にチェックを行うことが必要であることから、各都道府県トラック協会の事故削減への取組状況等の共有化を図るとともに、交通対策委員会における施策のチェックなど、不断の見直しを進め、より効果的な事故防止対策に関係者一丸となって取り組みます。

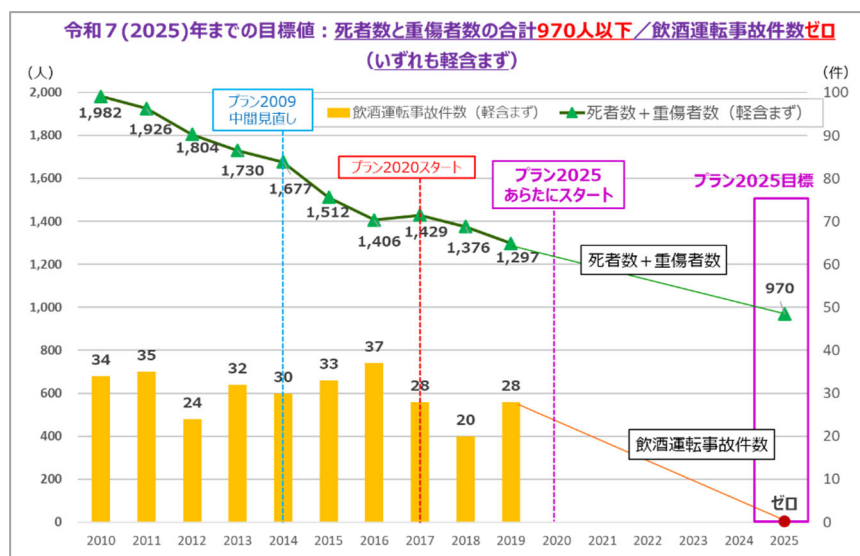
Ⅴ. 具体的取り組み内容

1. 国土交通省「事業用自動車総合安全プラン2025」（トラック関係抜粋）



数字はいずれも軽自動車を含む。 出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

2. 全日本トラック協会「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標



数字はいずれも軽自動車を含まない。 出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

3. 飲酒運転撲滅に向けた取り組み

- (1) 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」の活用およびセミナー等による啓発活動
- (2) 事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例等の周知
- (3) 飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例にかかる情報の共有化
- (4) 飲酒運転根絶に向けたリーフレット等啓発資料の作成・周知
- (5) アルコール検知の不正行為防止および測定結果の確実な記録体制整備

4. 事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析および事故防止対策の啓発

- (1) 交通事故実態の車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細な統計・分析
- (2) 交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じた交通事故防止意識の醸成
- (3) W E B 版ヒヤリハット集の公開等啓発活動の推進
- (4) 交通事故映像等の活用による、より効果的な実践的セミナーの全国展開
- (5) ドライバー等安全教育訓練促進助成事業対象施設の拡充
- (6) ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者等に対する教育指導体制の強化
- (7) 大型車両の車輪脱落事故防止およびトレーラー火災防止対策の啓発

5. I C T 技術等新技術の普及促進

- (1) 先進安全自動車（A S V）の普及拡大
- (2) 車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進
- (3) I T 機器等を活用した高度な点呼システムの普及および適用範囲の拡大
- (4) A I ロボット等の点呼への活用など運行管理の効率化

6. 超高齢化社会を踏まえた事故の防止対策

- (1) 高齢歩行者が事故被害者となる事故実態の関係者への周知
- (2) 事業用トラックドライバーに対する高齢歩行者等早期認知の呼びかけ
- (3) 高齢歩行者特有の行動（昼間の交差点および夜間の道路横断）の啓発
- (4) 交差点通過時における車両周辺歩行者等の安全確認の励行

7. 関係者の連携による安全体質の強化

- (1) 長時間労働の是正および取引環境の改善等働き方改革関連法への適切な対応
- (2) 運輸安全マネージメント、Gマーク制度および引越安心マーク制度の普及促進
- (3) 各種事故防止キャンペーンおよびトラックドライバーコンテストの実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策等の推進

VI. 目標達成に向けて

ここに掲げた「交通事故削減目標の達成」や「飲酒運転根絶」は、トラック運送業界の社会に対する約束となります。

世界的に感染拡大している新型コロナウイルスにより、新たな日常における安全確保が求められるなか、トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのドライバーは使命感をもって日夜輸送を行っています。

こうした状況下において、事業用トラックによる交通事故の発生や、ほんの一握りの心無いドライバーによる飲酒事案により、トラック運送業界の社会的信頼性はあっという間に瓦解してしまいます。

トラック運送業界の関係者一丸となって「トラック事業における総合安全プラン2025」を達成しましょう。